

広島銀行 DC カードをお申し込みの方は除きます。

第1条(本規約の趣旨)

本特別規約(以下「本特約」と称します。)は、両社が会員に発行・貸与するクレジットカードが半導体集積回路を組み込んだカード(以下「ICカード」と称します。)である場合、ICカードに格納された機能を利用して両社が提供するクレジットカード取引システムならびに両社および両社の提携先が行う各種サービスの利用方法について定めたものです。

第2条(ICカードの発行)

両社は、〈ひろぎん〉クレジットカードVisa・Mastercard会員規約(以下「会員規約」といいます)および本特約を承認の上、両社所定の方法によりカードの発行を申込みされた方で、両社が認めた方ならびにカードの有効期限が到来し、両社が引続き会員として適当と認める方にICカードを発行・貸与します。

第3条(ICカードの管理責任)

会員は、善良なる管理者の注意をもってICカードを使用し管理するものとし、ICカードの毀損、分解や格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行わないものとします。

第4条(暗証番号変更の場合のICカードの取扱い)

会員は、ICカードに登録した暗証番号の変更に伴い、当行から変更後の暗証番号に登録したICカードの再発行を受けたときは、変更前ICカードを破棄(磁気ストライプとICチップ部分を切断)の上、再発行カードを使用するものとします。なお、当行はICカードの再発行については所定の手数料をいただく場合があります。

第4条の2(退会の場合のICカードの取扱い)

退会の場合、会員はICカードを直ちに当行または三菱UFJニコスへ返却していただくか、ICカードの磁気ストライプとICチップ部分を切断の上破棄していただきます。

第5条(会員規約との関係等)

- 1.本特約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとします。
- 2.本特約の変更について、両社のいずれかから変更内容または新特約を会員に対し通知した後に、会員がICカードを利用したときは、会員が変更内容または新特約を承認したものとみなします。